

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係
手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。)に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の減免)

第三条 手数料は、知事において特別の理由があるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第四条 既納の手料金は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表三の項から六の項までの規定は、平成十四年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 法第九条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料	六千円	登録申請のとき。
二 法第十二条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	四千二百円	更新申請のとき。
三 法第二十五条第一項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録申請手数料	六千円	登録申請のとき。
四 法第二十八条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料	四千二百円	更新申請のとき。
五 法第二十九条第一項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録申請手数料	六千円	登録申請のとき。
六 法第三十二条第一項において準用する法第十二条第一項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料	四千二百円	更新申請のとき。